

ID: 232

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	排水設備工事責任技術者の登録の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第14条		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は一時停止) 第14条 市長は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。 (1) 下水道に関する法令、条例、規則等に違反したと市長が認めたとき。 (2) 業務に関し不誠実な行為等があることにより市長が排水設備工事責任技術者として不適切と認めたとき。 2 市長は、排水設備工事責任技術者が第12条第1項に定める登録資格を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号若しくは第3号に定める欠格事項に該当したときは、排水設備工事責任技術者としての登録を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日